

会 議 録

会議の名称	第 45 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	令和 6 年 12 月 3 日 (火) 10 : 00 ~ 10 : 45
開催場所	飯塚市役所 本庁 5 階 研修室
出席委員	依田会長、香月委員、渡邊委員、須堯委員、深町委員、田中委員、城丸委員、石川委員、掛田委員、安部委員、中西委員、小野委員、佐藤委員、梶原委員、大谷委員
欠席委員	土師委員、矢野委員
事務局職員	<p>【都市建設部】</p> <p>大井部長、中村次長</p> <p>【都市計画課】</p> <p>城戸課長、永田課長補佐、大場都市政策係長、植田、北原、西田</p> <p>【下水道課】</p> <p>西岡課長、吉崎</p>
会議内容	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p>報告第 1 号 筑豊広域都市計画下水道の変更について</p> <p>報告第 2 号 飯塚市立地適正化計画の改訂について</p> <p>3 閉会</p>
会議資料	<p>資料 1 筑豊広域都市計画下水道の変更 (飯塚市決定)</p> <p>資料 2 飯塚市立地適正化計画の改訂</p> <p>資料 3 飯塚市立地適正化計画 (素案)</p>
公開・非公開の別	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0 人)</p>
その他 (非公開理由等)	

会 議 録

会議内容	<p>1 開会</p> <p>●事務局より挨拶及び会議の成立の報告</p> <p>2 議題</p> <p>報告第1号 筑豊広域都市計画下水道の変更について</p> <p>●事務局より資料1に沿って説明</p> <p>本件は前回審議会における説明と同様に、飯塚市都市計画下水道の排水区域に、飯塚市立病院の区域を加える案を報告するものである。飯塚市立病院はその汚水の処理を合併処理浄化槽で行っており、合併浄化槽からの排水による周辺環境への懸念や汚水処理における合併浄化槽の更新・維持管理費用と公共下水道施設の設置・維持管理費用の比較などを検討した結果、当該施設の汚水処理については公共下水道で行う方針としたものである。</p> <p>前回の審議会後の令和6年9月から10月にかけて「原案の縦覧」、「意見の申出」を実施し、期間中の縦覧者は1名、意見の申出者は0名であったため、公聴会は開催していない。意見の申出がなかったため、前回審議会では「原案の報告」としていたものを、今回審議会では「案の報告」としている。今後は県との事前協議などを行い、令和7年3月頃に本審議会へ付議したいと考えている。</p> <p>費用面については、飯塚市立病院に係る浄化槽改築更新費と下水道整備費等を比較した。浄化槽改築更新費及び維持管理費については、浄化槽改築更新費が287,842千円となり、浄化槽の耐用年数の32年で除して、年間で8,995千円となる。また、維持管理費が年間で6,465千円なので、合計で年間15,460千円となる。また、浄化槽を廃止して下水道を整備した場合は、下水道等管整備費が128,640千円、下水道法等に係る法定手続き委託費の事業計画策定委託が17,600千円で、工事を実施するための詳細図面等の委託費が23,500千円で、合計で169,740千円となる。また、下水道事業は国の社会資本総合交付金を活用しているので、市の単独費は93,670千円となり、下水道管の耐用年数の50年で除して、年間で1,874千円となる。よって、下水道整備の方が浄化槽を改築するより、年当り13,586千円安価となる。飯塚市としては、合併処理浄化槽を更新する場合は、浄化槽改築費と維持管理費は飯塚市立病院が支出するため、飯塚市の負担がない一方で、公共下水道を整備する場合は、下水道整備費は飯塚市が負担することになるが、供用開始後は飯塚市立病院から支払われ</p>

会 議 録

る下水道使用料金が年間で9,250千円の見込みとなっており、約10年でイニシャルコストを回収でき、それ以降は市の収益となるため、耐用年数の50年を考慮した場合、下水道接続の方が有利になるものと考えている。

【質問・意見等】

なし

報告第2号 飯塚市立地適正化計画の改訂について

●事務局より資料2に沿って説明

本件は平成29年1月に策定された「飯塚市立地適正化計画」について、令和5年度から令和6年度の2か年で中間見直し・改訂作業を実施しており、今回はその素案を報告するものである。

今回の改訂内容は、まず計画期間については、都市計画マスタープランの最終年である令和13年度と合わせるため、現行の令和8年度から令和13年度へ延長することとしており、庁内検討委員会や外部検討委員会を実施し、様々な意見をもらいながら、素案を作成している。今後のスケジュールとしては、令和6年12月1日から12月25日までパブリックコメントを実施し、令和6年12月10日の経済建設委員会にて報告を行い、本年度中に改定版を策定する予定としている。

誘導区域の見直しについては、2か所について見直しを行った。1か所目は、4ページ左側に記載している潁田支所周辺における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更である。現行計画において旧潁田支所周辺に指定されていた誘導区域を除外し、現在の潁田支所周辺を新たに誘導区域として指定した。2か所目は4ページ右側の、市民公園周辺における居住誘導区域の追加である。今後の新たな施設・機能の整備等を視野に入れ、市民公園全体が居住誘導区域となるように区域を設定するものである。

誘導施策の見直しについては、居住を誘導するために講ずるべき施策として、産業との連携に関する記載を追加し、誘導区域周辺における工業団地造成のように、地域幹線道路により産業・物流拠点と居住誘導区域を繋ぐことで職住近接環境の推進と居住の誘導を図るよう、拠点連携型都市を推進していくこととしている。また、現行計画では公共交通に関する施策がないため、飯塚市地域公共交通計画との整合を図りながら、「拠点連携型の都市づくりに向けた公共交通ネットワークの構築」、「民間と行政との連携等による持続可能

会 議 録

な公共交通体系の構築」の2つの施策の記載を追加した。

防災指針については、令和2年9月の都市再生特別措置法の改正に伴い、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」が立地適正化計画の記載事項として位置付けられ、6ページ赤枠内にその検討フローを示している。赤枠内左側の「地震」「河川洪水」「土砂災害」「その他」の災害ハザード情報と、右側の「人口」「都市機能」「避難所」「道路網」「建築物」の都市の情報の重ね合わせによる分析、それから現状・課題の整理を行い、また、対応方針、施策・目標・スケジュールの検討に当たっては、第2次飯塚市総合計画、区域マスタープラン、飯塚市国土強靱化地域計画、飯塚市都市計画マスタープラン、飯塚市地域防災計画等との整合・連携を図ることとしている。なお、「土砂災害」については、現行計画においても誘導区域から除外している7ページについては、その分析結果による居住誘導区域内における災害リスクの現状と課題を整理したものである。災害リスクの高いエリアを黒い破線で囲んでおり、そのエリアではピンク色と赤色とで着色された浸水深3m以上のリスク想定が最も多く、また、浸水継続時間が1日から3日未満のリスクが想定されているなかで、人口や都市機能が集積しているという現状がある。中でもJR飯塚駅周辺においては、浸水深や浸水時間等の災害リスクに加え、垂直避難可能な建築物も少ないなど、課題が多いという現状が見受けられた。こういった居住誘導区域内の災害リスクの高い地域に対して、今回の防災指針で対応方針を検討するようにしている。8ページから10ページにかけては、これまでの防災上の現状・課題と、庁内各課で認識している課題を合わせて、防災まちづくりに関する取組方針・スケジュールを検討したものであり、飯塚市国土強靱化地域計画や都市計画マスタープラン、遠賀川流域治水プロジェクトに掲げている内容に対して、各課が実施した事業内容や今後実施予定の事業内容、認識している課題について確認を行い、災害リスク分析から抽出された課題と、各課の実際の施策や取組み内容との整合性を確認し、地震・河川洪水・内水・ため池に分けて具体的な取組内容を整理したものである。用語の意味として、「リスク回避」とは、災害時に被害が発生しないよう、リスクを生じさせる要因そのものを取り除くための取組みとし、「リスク低減」については、ハード・ソフトの対策により、被害を軽減させるための取組みとしている。

11ページには目標設定に関して記載している。目標については、「都市機能」「交通ネットワーク」「居住」「防災」の4分野に分けて見直し、現行計画の評価項目を活かした目標設定を行っている。

会 議 録

また、今回の防災指針の作成と合わせて、「防災」の目標にハード面としては「浸水対策事業の進捗率」、ソフト面としては「自主防災組織活動のカバー率」を新たに設定している。これらを含んだ全体の目標を達成することによって得られる成果としては「誰もが実感できる健幸都市の実現」、その評価項目を「健康寿命の延伸」と設定しており、現行計画と同様に「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を引き続き目指していくものとしている。

【質問・意見等】

① 誘導区域の見直しについて

委 員：市民公園周辺における誘導区域の追加について、図では非常に分かりにくいので、分かりやすく教えていただきたい。

事 務 局：現行計画では市民公園の東側の一部が誘導区域から外れている状態となっている。そのため、今回の見直し案としては、市民公園の区域と誘導区域を一致させるように修正するものである。

② 目標設定について

委 員：例えば交通ネットワークの目標値については、直近の数値に対して2割弱くらい上回る目標値が設定されているが、その考え方や根拠について教えていただきたい。

事 務 局：交通ネットワークに関しては公共交通課の所管となり即答はできないが、地域公共交通計画との整合性を持たせている。

委 員：公共交通に関しては、その利用ができる人口集積地が重要で、人口が集積しているエリアが変わるのか、ハードが変わるのか、バスの便数を増やすなどして目標を達成するのだと思うがいかがか。

事 務 局：委員の言う通り、公共交通ネットワークの維持構築は非常に重要である。立地適正化計画の大前提は交通ネットワークの維持であり、市内外の交通事業者など民間の力を最大限に活用しながら、効率的にやっていく方針だが、例えば公共施設と商業施設といったようなところの連携を図りながら、今後も公共交通ネットワークの維持が重要になってくるので、それらを踏まえたうえでこの目標値を設定している。

会 議 録

③ 予算・補助金等について

委員 長：今回の改訂の大きな変更点は、防災に関する記載が加わったことだと思うが、計画を策定することによって災害対策などの予算がつきやすいとか国からの補助金が来やすいなどはあるのか。

事 務 局：今回の改訂における防災指針の追加の目的は、誘導区域内の実際のリスクをきちんと協議することであるので、それによって新たな国庫補助が想定されるものではない。ただし、飯塚市としては今後も流域治水の考え方のもと、民間事業者との連携を図りながら浸水対策を進めていきたいと考えている。

3 閉会